

# 上尾市ブロック設置問題に係る調査委員会調査報告書【概要】

令和元年8月23日

## I 本件ブロック改修工事の概要

- 1 上尾市は、本市大字小敷谷地内の民有地に付合するブロック及びフェンスを撤去・新設し、工事代金として693万3600円を支出した。
- 2 ブロック改修工事の発注にあたり、本市都市整備部道路課は、本件工事が公にならないように、7本に分割し、一本当たりの契約金額を100万円未満に設定し、競争入札及び総務部契約検査課による工事完了検査を回避した。

## II 本件ブロック改修工事の経緯

- 1 平成30年8月頃、地権者の依頼を受けた小林議員は、本市道路課に本件土地上のブロック改修の要望を伝えた。
- 2 小林議員からの依頼を受け、平成30年8月30日、道路課職員は、現地調査を行った。翌日の8月31日、道路課長は、地権者から電話を受けた。
- 3 都市整備部長席で、小林議員・都市整備部長・都市整備部次長・道路課長の4名で、本件土地上のブロック改修工事について話し合いがもたれた。
- 4 平成30年9月11日、道路課職員は、設計に必要な調査を行うために、本件土地上のブロックの試掘を行った。
- 5 平成30年9月28日、都市整備部長、都市整備部次長、道路課長の3名は、地権者宅を訪問した。小林議員とは、地権者宅で待ち合わせをした。
- 6 平成30年10月頃、道路課長は、本件土地上のブロック改修工事を100万円未満の7本の工事に分割発注することとした。
- 7 道路課は、株式会社美創建業と随意契約をすることとし、平成30年12月、同社に対して、7本に分けた工事の見積書を他社の分も含めて提出するように依頼した。
- 8 本件見積書の金額は、全て株式会社美創建業により記載され提出された。その後道路課は、同社と工事請負契約を締結した。
- 9 平成31年3月までに7本の工事が完了したため、道路課は、同年4月26日及び5月8日に工事代金を株式会社美創建業へ支払った。
- 10 令和元年7月19日、本件ブロック改修工事について、地権者から693万3600円が支払われ、本市はこれを「小敷谷地内フェンスブロック擁壁撤去・新設工事費用相当額返還金」として受領した。

## III 法的評価

### 1 請負工事契約締結及び工事代金支払いの適法性について

本市が処理すべき事務として、その経費を本市が支弁すべきものとはいえず、その原因となる契約は法令に従ってなされたものということもできない。

市長に認められた裁量権を著しく逸脱するとともに、法令違反の程度も重大であり、違法・無効と考えられる。

### 2 関係者の法的責任について

都市整備部長及び道路課長は、本市に損害が発生した場合、その損害を賠償する義務を負うものと解される。

地権者は、本市に対してその利得を返還すべき地位にあったものと解される。

## IV 原因分析

### 1 法的根拠を確認しなかったこと

本件ブロック改修工事は、法的な根拠を持たないと解される。法的根拠を十分に確認をせず、市で施工することを決定した。

### 2 職責を果たさなかったこと

都市整備部長は、上司である副市長に判断を仰がなかった。都市整備部次長は、部長を助け、部の事務を調整するという次長としての職責を果たさなかった。道路課長は、法令・規則で定める契約締結の方法を遵守すべき職務上の注意義務を怠った。

### 3 法令遵守（コンプライアンス）に対する意識の欠如

本件ブロック改修工事は、入札を行うべきものであったが、公にならないように工事を7本に分割し、特定業者1社との随意契約とした。道路課長及び道路課職員が株式会社美創建業に他社も含めて見積書の提出を依頼したことは、機会均等による公正な価格の優位性を図るという見積徴取の意図をないがしろにするものであった。

### 4 都市整備部幹部職員による特別な配慮

本件ブロック改修工事の要求が、地権者や小林議員からのものであったことから、市で施工することが決定したと考えられる。

両者に対する特別な配慮によって、全体の奉仕者である公務員としてくださるべき合理的判断が著しくゆがめられたものと言うべきである。